

地域包括支援センターの今後のあり方について③

1 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。

出典：「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 1 月 20 日 社会保障審議会介護保険部会）より抜粋

2 これまでの検討

（1）現状の問題点・課題

- ・地域包括支援センター（以下「包括」という。）による支援の質が担保される必要があるが、新たに包括に配属された職員等は、必要な知識の習得、経験を積み重ねるための時間を要する。
- ・東部・中部・西部の 3 包括の機能・体制の平準化を維持することが求められる。
- ・西部圏域には、建築年が古い大規模な集合住宅が複数あり、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が多いと推測され、在宅要支援者が増加している。

（2）方向性【第 4 回介護保険運営協議会質疑応答を踏まえて】

第 9 期計画（令和 6 年度～ 8 年度）に向けた包括の機能・体制の充実として「ブランチ」設置案を検討する。

なお、さらにその先の方向性については適宜検討を行うが、具体については第 10 期計画（令和 9 年度～ 11 年度）以降の策定過程で検討していく。

3 ブランチについて

（1）役割

ブランチとは、包括が行う総合相談支援業務*について、包括との協力、連携のもとに、市民からの相談を受け付け、それを集約したうえで包括につなぐための「窓口」である。

※ 総合相談支援業務

- ・地域におけるネットワーク構築
- ・実態把握
- ・総合相談支援（初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援）

（2）期待される効果

ブランチの活用は、総合相談支援業務においては包括が行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、包括の業務との一体性を確保した上で実施する必要があるが、包括の業務負担軽減が期待できる。

また、役割を整理することで、より包括の専門性が必要とされる業務への対応や「地域づくり」に充てる時間の創出につながることも期待でき、市民サービスの向上にもつながる。

4 検討の進捗

第9期計画においては、日常生活圏域数、包括の設置数は変更せず、包括の負担軽減を図るため、まずは西部圏域（主に滝山団地や久留米西団地等の集合住宅）のバックアップを優先課題としている。

また、既存の包括と在宅介護支援センターの役割を整理しつつ、現状の問題点や課題を踏まえた上でランチの効果的な運営を検討している。